

# 平成30年第2回定例会 議案説明資料

## 《予算関係案件》

認第1号 平成29年度 南和広域医療企業団病院事業会計決算の認定について 【議案資料 1-1~1-3】

## 《条例改正関係案件》

議第7号 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 2】

## 《報告案件》

報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について 【議案資料 3】

病院事業収益・費用

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業収益	9,536,516,000	0	9,536,516,000	8,959,490,686	△ 577,025,314	セグメント別収入 千円
第1項 医業収益	8,088,353,000	0	8,088,353,000	7,464,641,208	△ 623,711,792	南奈良総合医療センター 7,300,352
第2項 医業外収益	1,342,581,000	0	1,342,581,000	1,378,921,502	36,340,502	吉野病院 1,232,415
第3項 看護師養成事業収益	105,582,000	0	105,582,000	115,927,976	10,345,976	五條病院 426,723
第4項 特別利益	0	0	0	0	0	

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 病院事業費用	9,835,712,000	0	9,835,712,000	9,232,462,355	603,249,645	セグメント別支出 千円
第1項 医業費用	9,447,415,000	0	9,447,415,000	9,023,706,152	423,708,848	南奈良総合医療センター 7,387,224
第2項 医業外費用	268,955,000	0	268,955,000	113,929,958	155,025,042	吉野病院 1,117,697
第3項 看護師養成事業費用	106,079,000	0	106,079,000	90,482,802	15,596,198	五條病院 727,541
第4項 特別損失	10,263,000	0	10,263,000	4,343,443	5,919,557	
第5項 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	

病院事業収益・費用 差引 **△ 272,971,669**  
 前年度繰越利益剰余金 △ 757,453,566  
 当年度未処理欠損金 △ 1,030,425,235 (繰越欠損金として次年度へ)

県からの借入後のキャッシュフロー		
(単位：円)		
当年度純損失	A	△ 272,971,669
現金を伴わない収入		
長期前受金戻入益	B	1,180,242,261
現金を伴わない費用		
減価償却費	C	1,381,142,623
長期前払消費税償却費	D	68,080,525
特別損失	E	4,262,722
差 引 (A-B+C+D+E)	F	271,940
県からの借入金	G	33,885,000
差 引 (F+G)	H	34,156,940

資本的収入・支出

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	増減額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的収入	682,067,000	△ 8,997,000	673,070,000	673,069,373	△ 627	セグメント別収入 千円
第1項 負担金	468,867,000	△ 3,697,000	465,170,000	465,169,373	△ 627	南奈良総合医療センター 322,066
第2項 企業債	213,200,000	△ 5,300,000	207,900,000	207,900,000	0	吉野病院 0 五條病院 351,003

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的支出	755,307,000	△ 8,997,000	746,310,000	729,777,374	16,532,626	セグメント別支出 千円
第1項 建設改良費	433,240,000	△ 8,997,000	424,243,000	407,710,917	16,532,083	南奈良総合医療センター 371,225
第2項 企業債償還金	322,067,000	0	322,067,000	322,066,457	543	吉野病院 6,393 五條病院 352,159

資本的収入・支出 差引 **△ 56,708,001**  
 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額56,708,001円は損益勘定留保資金56,708,001円で補てんした。

- 企業団の平成29年度の純損益は、2億73百万円の赤字となった。現金支出を伴わない減価償却費等及び県からの貸付金を差し引きした貸付後収支では、34百万円の黒字（対予算額▲1億21百万円、対H28決算額▲1億円）となった。
- 医業収益は、企業団全体で平成28年度より10億11百万円の増となったが、五條病院の入院・外来収益は予算より大幅に下回った。
- 医業費用は、企業団全体で平成28年度より9億92百万円の増となった。これは、南奈良総合医療センター等の医療機器の保守点検業務委託の開始による費用増（1億50百万円）、医療情報システムの保守委託業務の開始による費用増（1億39百万円）に加え、五條病院の開院に伴い、職員給与費の増（2億76百万円）、医事事務委託（37百万円）等費用が大幅に増加したことによる。

（百万円）

	平成28年度 決算(A)				平成29年度 決算(B)				⑳決算(B)-㉑決算(A)				平成30年度 予算			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計
<b>総収益</b>	<b>6,426</b>	<b>1,010</b>	<b>19</b>	<b>7,455</b>	<b>7,300</b>	<b>1,233</b>	<b>427</b>	<b>8,960</b>	<b>874</b>	<b>222</b>	<b>408</b>	<b>1,504</b>	<b>8,039</b>	<b>1,327</b>	<b>766</b>	<b>10,132</b>
(1) 医業収益	5,519	915	19	6,453	5,942	1,166	357	7,465	423	251	338	1,011	6,561	1,262	666	8,489
ア 入院収益	3,378	506	0	3,884	3,723	634	227	4,584	345	128	227	700	3,970	659	431	5,060
イ 外来収益	1,340	376	18	1,734	1,597	338	64	1,999	257	△ 38	46	265	1,908	402	154	2,464
ウ その他医業収益	202	33	1	236	241	47	10	298	39	14	9	60	251	53	12	316
エ 県補助金	499	0	0	499	32	0	17	49	△ 467	0	17	△ 449	69	0	0	69
オ 他会計負担金	100	0	0	100	349	147	39	535	249	147	39	435	363	148	69	580
(2) 医業外収益	797	95	0	892	1,242	67	70	1,379	445	△ 28	70	487	1,352	65	100	1,517
ア 県補助金	3	0	0	3	17	0	0	17	14	0	0	14	18	0	0	18
イ 他会計補助金	6	0	0	6	8	0	0	8	2	0	0	2	0	0	0	0
ウ 他会計負担金	175	94	0	269	130	0	0	130	△ 45	△ 94	0	△ 139	130	0	0	130
エ 長期前受金戻入	565	0	0	565	1,051	61	69	1,181	485	61	69	615	1,168	61	99	1,328
オ その他医業外収益	48	1	0	49	36	6	1	43	△ 12	5	1	△ 5	36	4	1	41
(3) 看護師養成事業収益	110	0	0	110	116	0	0	116	6	0	0	6	126	0	0	126
<b>総費用</b>	<b>7,110</b>	<b>1,070</b>	<b>39</b>	<b>8,219</b>	<b>7,383</b>	<b>1,118</b>	<b>728</b>	<b>9,229</b>	<b>273</b>	<b>48</b>	<b>689</b>	<b>1,009</b>	<b>8,090</b>	<b>1,182</b>	<b>1,041</b>	<b>10,313</b>
(1) 医業費用	6,923	1,070	39	8,032	7,179	1,118	728	9,025	256	48	689	992	7,715	1,182	1,041	9,938
(2) 医業外費用	77	0	0	77	114	0	0	114	37	0	0	37	263	0	0	263
(3) 看護師養成事業費用	110	0	0	110	90	0	0	90	△ 20	0	0	△ 20	112	0	0	112
<b>医業収益(入院・外来・その他)-医業費用</b>	<b>△ 2,003</b>	<b>△ 155</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 2,178</b>	<b>△ 1,618</b>	<b>△ 99</b>	<b>△ 427</b>	<b>△ 2,144</b>	<b>385</b>	<b>56</b>	<b>△ 407</b>	<b>35</b>	<b>△ 1,586</b>	<b>△ 68</b>	<b>△ 444</b>	<b>△ 2,098</b>
<b>経常利益(損失)</b>	<b>△ 684</b>	<b>△ 60</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 764</b>	<b>△ 83</b>	<b>115</b>	<b>△ 301</b>	<b>△ 269</b>	<b>601</b>	<b>175</b>	<b>△ 281</b>	<b>495</b>	<b>△ 51</b>	<b>145</b>	<b>△ 275</b>	<b>△ 181</b>
特別損失・予備費	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	10	4	4	18
<b>純利益(損失)</b>	<b>△ 688</b>	<b>△ 60</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 768</b>	<b>△ 87</b>	<b>115</b>	<b>△ 301</b>	<b>△ 273</b>	<b>601</b>	<b>175</b>	<b>△ 281</b>	<b>495</b>	<b>△ 61</b>	<b>141</b>	<b>△ 279</b>	<b>△ 199</b>
県からの貸付金	427	70	7	504	0	0	34	34	△ 427	△ 70	27	△ 470	0	0	0	0
<b>純利益(損失)+県からの貸付金</b>	<b>△ 261</b>	<b>10</b>	<b>△ 13</b>	<b>△ 264</b>	<b>△ 87</b>	<b>115</b>	<b>△ 267</b>	<b>△ 239</b>	<b>174</b>	<b>105</b>	<b>△ 254</b>	<b>25</b>	<b>△ 61</b>	<b>141</b>	<b>△ 279</b>	<b>△ 199</b>
<b>貸付後収支</b>	<b>137</b>	<b>10</b>	<b>△ 13</b>	<b>134</b>	<b>△ 9</b>	<b>166</b>	<b>△ 123</b>	<b>34</b>	<b>△ 145</b>	<b>156</b>	<b>△ 110</b>	<b>△ 100</b>	<b>60</b>	<b>195</b>	<b>△ 92</b>	<b>163</b>

\* 貸付後収支=純利益(損失)-長期前受金戻入額+長期前払消費税+減価償却費+特別損失+県からの貸付金

	平成28年度 決算(A)				平成29年度 決算(B)				平成30年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
医業収支比率 (医業収益/医業費用)	79.7%	85.5%	48.5%	80.3%	82.8%	104.3%	49.0%	82.7%	85.0%	106.8%	64.0%	85.4%
経常収支比率 (経常収益/経常費用)	90.4%	94.4%	48.6%	90.7%	98.9%	110.3%	58.7%	97.1%	99.4%	112.3%	73.5%	98.2%
人件費比率 (給与費/医業収益)	61.8%	66.5%	121.3%	62.6%	56.0%	48.5%	84.2%	56.2%	58.1%	44.8%	69.4%	57.0%
材料費比率 (材料費/医業収益)	21.3%	27.5%	6.9%	22.2%	20.3%	18.2%	16.8%	19.8%	18.8%	18.2%	13.6%	18.3%
薬品費比率 (薬品費/医業収益)	10.5%	24.9%	2.7%	12.5%	10.3%	16.0%	10.6%	11.2%	9.6%	15.9%	9.0%	10.5%
診療材料費比率 (診療材料費/医業収益)	10.5%	2.4%	4.2%	9.3%	9.8%	2.1%	5.3%	8.4%	9.0%	2.1%	3.5%	7.5%
委託費比率 (委託費/医業収益)	14.8%	14.6%	41.9%	14.8%	17.0%	12.9%	27.0%	16.8%	15.3%	12.8%	18.4%	15.2%

	平成28年度 決算(A)				平成29年度 決算(B)				平成30年度 予算 (C)			
	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良+看専	吉野	五條	計	南奈良	吉野	五條	計
<b>1 総収益</b>	<b>6,425,999</b>	<b>1,010,250</b>	<b>18,996</b>	<b>7,455,245</b>	<b>7,300,352</b>	<b>1,232,416</b>	<b>426,723</b>	<b>8,959,491</b>	<b>8,039,538</b>	<b>1,326,714</b>	<b>765,347</b>	<b>10,131,599</b>
(1) 医業収益	5,518,996	915,284	18,989	6,453,269	5,942,148	1,166,033	356,460	7,464,641	6,561,177	1,262,266	665,796	8,489,239
ア 入院収益	3,377,867	506,467	0	3,884,334	3,723,142	634,319	226,821	4,584,282	3,970,470	659,190	430,699	5,060,359
イ 外来収益	1,340,239	375,494	18,310	1,734,043	1,597,013	338,459	63,926	1,999,398	1,908,080	402,599	153,720	2,464,399
ウ その他医業収益	202,378	33,323	679	236,380	240,401	46,509	9,971	296,881	250,675	52,641	12,018	315,334
<b>2 総費用</b>	<b>7,110,181</b>	<b>1,070,275</b>	<b>39,120</b>	<b>8,219,576</b>	<b>7,382,903</b>	<b>1,117,696</b>	<b>727,518</b>	<b>9,228,117</b>	<b>8,090,010</b>	<b>1,181,582</b>	<b>1,040,690</b>	<b>10,312,282</b>
(1) 医業費用	6,922,766	1,070,275	39,120	8,032,161	7,178,490	1,117,696	727,518	9,023,705	7,715,095	1,181,582	1,040,690	9,937,367
ア 職員給与費	3,409,628	608,253	23,031	4,040,912	3,326,232	565,433	299,994	4,191,659	3,812,008	566,071	462,369	4,840,448
イ 材料費	1,177,679	251,264	1,315	1,430,258	1,204,529	212,142	59,980	1,476,651	1,230,780	229,570	90,720	1,551,070
薬品費	576,986	227,878	511	805,375	610,002	186,615	37,785	834,402	630,545	200,158	60,062	890,765
診療材料費	578,342	21,962	805	601,109	584,685	24,509	19,058	628,252	588,266	26,864	23,519	638,649
給食材料費	113	16	0	129	77	45	9	131	95	20	13	128
医療用消耗備品費	22,238	1,408	0	23,646	9,765	973	3,128	13,866	11,874	2,528	7,126	21,528
ウ 経費	1,410,855	210,599	14,774	1,636,228	1,578,515	228,129	154,309	1,960,953	1,590,071	269,243	198,567	2,057,881
委託料	814,191	133,810	7,948	955,949	1,008,898	150,328	96,381	1,255,607	1,004,513	161,684	122,693	1,288,890

1. 改正趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)により、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の一部改正が行われたことに伴い、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正しようとするもの

2. 改正概要

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の条項において、地方独立行政法人法の改正に伴う所要の規定整備を行う。

<参考>

改正後	改正前
<p>(一般地方独立行政法人から復帰した職員の在職期間の計算) 第16条の2 職員のうち、企業長の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の公務員又は他の一般地方独立行政法人に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人職員」という。)が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となった場合に、地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員として在職した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きした期間とみなす。 2～4 略</p>	<p>(一般地方独立行政法人から復帰した職員の在職期間の計算) 第16条の2 職員のうち、企業長の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の公務員又は他の一般地方独立行政法人に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人職員」という。)が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となった場合に、地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員として在職した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きした期間とみなす。 2～4 略</p>

3. 施行期日

公布の日から施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の定めによる、資金不足比率について下記のとおり報告いたします。

比率の概要

①資金不足比率の算定

○地方公共団体の長は、毎年度公営企業ごとに資金不足比率を算定、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、公表

②経営健全化基準(20%)以上となった場合

○経営健全化計画を議会の議決を経て作成、毎年度、経営健全化の実施状況を議会に報告し公表

算定式

(単位:千円)

項目	
1. 流動負債	1,561,196
2. 平成29年度同意等債で未借入または未発行の額	0
3. 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高	0
4. 流動資産	2,965,070
5. 平成29年度に繰り越される支出の財源充当額	0
6. 医業収益(事業規模)	7,464,641
資金不足額(1-2)+3-(4-5)	△ 1,403,874
資金不足比率{(1-2)+3-(4-5)}÷6×100	—

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記

【指標の説明】

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業規模」に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

算定結果

平成29年度決算に基づき、南和広域医療企業団病院事業の資金不足の算定を行ったところ、下記のとおり資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

事業名	資金不足比率	備考
病院事業	—	資金不足なし

※ 資金不足比率なしのため、「—」と表記